

湖南省役所東庁舎広告付デジタルサイネージ設置事業者募集 仕様書

1. 一般事項

- (1) 募集名称 湖南省役所東庁舎広告付デジタルサイネージ設置事業者募集
- (2) 設置場所 湖南省中央一丁目1番地
 - ① 行政情報用デジタルサイネージ設置場所：庁舎1階（別紙「設置場所図」参照）
設置台数：1台
 - ② 広告用デジタルサイネージ設置場所：庁舎1階（別紙「設置場所図」参照）
設置台数：1台
- (3) 設置時期 令和9年1月
 - ※設置日については、市と設置事業者が協議のうえ決定するものとする。

2. 業務内容

行政情報や民間企業の広告等を表示することができる広告付デジタルサイネージ（以下「サイネージ」という）を設置事業者が制作し、設置および維持管理を行うとともに、広告枠に表示する広告主の募集等、広告にかかわる業務を行う。なお、サイネージ設置および維持管理に係る全ての経費は、設置事業者が負担するものとする。

3. デジタルサイネージの仕様

- (1) サイネージ本体
 - ① サイズはいずれも 高さ 2,000mm × 横幅 800mm × 奥行 700mmに収まる大きさとする。
 - ② キャスター付きとすること。
 - ③ 本体の角や縁が鋭利とならないよう加工すること。
 - ④ 庁舎施設に負担の少ない方法で設置するとともに、地震等の際に転倒しないよう十分な対策を講じること。

- ⑤ 周囲と調和のとれたデザインとし、庁舎の景観を損なわないこと。
- ⑥ 電気はAC100Vを使用し、電源の開閉は平日9時から16時45分（休日および夜間の延長あり）までとし、タイマー等での自動制御が可能であること。

（２）表示情報

① 行政情報用デジタルサイネージ

- ア 来庁者へ向けて市政情報、市内イベント情報、観光情報等を表示すること。
- イ 情報は市職員で簡易に追加、修正、削除等ができ、サイネージへの反映はオンラインで行うことができるようにすること。

② 広告用デジタルサイネージ

- ア 「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」および「湖南省広告掲載基準」の規定に基づく広告を表示すること。
- イ 音声を発する場合は、業務に支障のない音量とすること。また、容易に音量調節できるようにすること。

４．民間企業等の広告

- （１）設置事業者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。
- （２）広告主の選定および広告内容等については「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」および「湖南省広告掲載基準」を遵守すること。
- （３）広告主および広告内容については、事前に湖南省の審査を受けることとし、市が適当でないと判断した場合は、設置事業者に対し広告主および広告内容の変更を求めることができるものとする。この場合に生ずる費用は設置事業者の負担によるものとする。
- （４）広告の問い合わせおよび苦情等については、設置事業者で対応することとし、サイネージに設置事業者の連絡先を表示すること。

６．保守管理等

- （１）設置事業者はサイネージに故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。
- （２）設置事業者は湖南省からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整える

こと。

7. 費用負担等

- (1) サイネージの製作、設置、維持管理、移設および撤去等に要する一切の費用は設置事業者による負担とする。
- (2) 設置事業者は民間事業者等の広告で得られる広告料のうち、申込時に提案した金額をサイネージの貸付料として湖南省に納付することとする。
- (3) 設置事業者は、湖南省が発行する納入通知書により、指定する期日までに貸付料および電気使用料を支払うものとする。

8. その他

- (1) 設置事業者は契約締結後、サイネージの仕様、施工方法について改めて市と協議し、市の承諾を得た上でサイネージの設置を行うこと。
- (2) サイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、または転貸し、または担保に供してはならない。
- (3) 設置事業者は契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお市が必要性を認めない場合はその限りではない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、市と設置事業者が協議の上決定するものとする。